

電気供給業の収入金額等に関する計算書の記載方法

- 1) この計算書は、地方税法第72条の2第1項第2号又は第3号の規定による電気供給業を行う法人で本県内に主たる事務所又は事業所を有するものが、確定申告書又は修正申告書を提出する場合に当該申告書に添付すること。
なお、その場合にも法人税法施行規則様式別表四(以下、「法人税別表四」という。)・同別表五(二)・貸借対照表及び損益計算書も併せて添付すること。
- 2) 電気供給業を行う法人が、電気供給業以外の事業を行っている場合であっても、当該事業の売上金額が電気供給業の売上金額の10%以下である場合は、当該事業については電気供給業に含めて課税標準を算出して差し支えないものであること。
- 3) 1の欄は、売上高のうち、電力売上に係る金額を記載すること。
消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合には、税込金額を記載すること。以降、15の欄を除き、同様に記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額については、課税標準となるべき収入金額から控除するため、別途14の欄で控除すること。
- 4) 2の欄は、売上高のうち、電気供給業に係る電力売上以外の金額(遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入)を記載すること。
- 5) 3の欄は、当該法人が法人税の確定申告書又は修正申告書を提出した場合に、法人税別表四で1及び2の欄に加算又は減算した金額を記載すること。また、更正を受けた場合においても、更正により1及び2の欄に加算又は減算した金額を記載すること。(減算した金額の前には、▲の記号を付けること。以下同じ。)
電気供給業に係る収入金額について、法人税別表四又は更正で加減算した金額を記載することになるため、費用に係る加減算や、電気供給業以外の収入金額に係る加減算は含めないこと。
- 6) 5の欄は、売上高のうち、電気供給業以外の事業に係る金額を記載すること。
- 7) 6の欄は、5)に準じて5の欄に加算又は減算した金額を記載すること。
電気供給業以外に係る収入金額について、法人税別表四又は更正で加減算した金額を記載することになるため、費用に係る加減算や、電気供給業の収入金額に係る加減算は含めないこと。
- 8) 10の欄は、貸倒償却のうち1及び2の欄に係る金額(電気供給業)を記載すること。
- 9) 11の欄は、当該法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合において、その供給を受けた電気の料金として当該法人が支払うべき金額に相当する額を記載すること。
- 10) 12の欄は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第16条の賦課金の額を記載すること。
- 11) 13の欄は、当該法人が他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う場合における、当該託送を行った法人に支払うべき金額を記載すること。
託送供給とは、例えば、A社が発電又は仕入れた電気を、B社の維持及び運用する電力ネットワークを介して需要場所へ供給することをいい、この例では、A社がB社に対して支払った託送供給に係る金額が記載すべきものとなること。
- 12) 14の欄は、消費税及び地方消費税の税込経理を行っている場合において、9の欄から10・11・12及び13の欄を差し引いた後の金額に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記載すること。
- 13) 17及び18の欄は、営業外収益又は特別利益の内容が収入金分と所得金分で明確に区分できる場合については、所得金分に係る金額のみを記載することとし、この場合は8の率は乗じないこと。
- 14) 20の欄は、法人税の申告調整上法人税別表四(1)の欄の金額に加算した(2)から(39)及び(42)から(47)の欄の金額のうち、3及び6の欄に加算した金額を除いた金額の合計額を記載すること。()書きは令和2年4月1日以後終了事業年度分の法人税別表四の項番を示す。
なお、当該加算した金額のうち、その内容が収入金分と所得金分で明確に区分できる場合は、所得金分に係る金額のみを記載することとし、この金額には8の率は乗じないこと。
また、当該加算した金額のうち、法人税等調整額に係る金額については、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を含まない金額に8の率を乗じ、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を別途加算した額とすること。
- 15) 22の欄は、「売上原価に関する明細書」により算出した同明細書Dの欄の金額を記載すること。
- 16) 23の欄は、「販売費・一般管理費に関する明細書」により算出した同明細書ニの欄の金額を記載すること。
- 17) 24の欄は、貸倒償却のうち10の欄に記載した額を除いた金額を記載すること。
- 18) 25及び26の欄は、営業外費用又は特別損失の内容が収入金分と所得金分で明確に区分できる場合については、所得金分に係る金額のみを記載することとし、この場合は8の率は乗じないこと。
- 19) 27の欄は、法人税等のうち、法人税及び法人税割の合計額を記載することとし、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額は含めないこと。
- 20) 28の欄は、事業税額及び特別法人事業税又は地方法人特別税額は含めないこと。
- 21) 29の欄は、法人税等及び法人税等調整額に含まれる事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税のうち、所得金分に係る金額のみを記載すること。
- 22) 31の欄は、法人税の申告調整上法人税別表四(1)の欄の金額から減算した(2)から(39)及び(42)から(47)までの欄の金額のうち、3及び6の欄から減算した金額を除いた金額の合計額を記載すること。()書きは令和2年4月1日以後終了事業年度分の法人税別表四の項番を示す。
なお、当該減算した金額のうち、その内容が収入金分と所得金分で明確に区分できる場合は、所得金分に係る金額のみを記載することとし、この金額には8の率は乗じないこと。
また、当該減算した金額のうち、法人税等調整額に係る金額については、事業税額及び特別法人事業税又は地方法人特別税額を含まない金額に8の率を乗じ、事業税額及び特別法人事業税又は地方法人特別税額を別途加算した額とすること。